

第6章 健康増進課業務

1 がん検診事業★

検診の有効性が確立している胃・大腸・肺・乳房・子宮のがん検診を実施することによりがんの早期発見・早期治療に結びつけることを目的に検診を行いました。

2 健康診査事業★

糖尿病などの生活習慣病を早期発見し、日常生活を豊かにするためのＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の確保と介護予防を図ることを目的に健診を行いました。

3 成人歯科歯周病検診事業★

健康増進法に基づき成人の歯周疾患検診を実施し、歯周組織の健康状態を診査して適切な保健指導を行うことを目的に検診を行いました。

4 口腔がん検診事業★

口腔がんや前がん病変を早期発見することを目的に実施しました。

5 肝炎ウイルス検診事業★

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより肝炎による健康被害を回避し、または症状を軽減し、進行を遅延させることを目的に検診を行いました。

6 健康増進事業★

健康の保持増進のため、食生活、運動、その他生活習慣の改善等、健康に関する講演会、教室等を行いました。また、健康相談事業を行いました。

7 栄養改善事業★

健康増進及び生活習慣病予防として講演会、教室等により普及啓発を行いました。

8 食育推進事業★

食についての意識を高め、心身の健康を維持・増進できる「食」についての知識向上のため、講演会、教室等により普及啓発を行いました。

9 後期高齢者保健事業★

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施として、ハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを行いました。

10 食育推進計画及び関連計画推進事業★

茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画に基づき、食育健康増進計画庁内連絡調整会議及び食育健康づくり推進委員会を行いました。

1 1 予防接種事業★

(1) こどもの予防接種

感染の恐れがある疾病等の発生及びまん延を予防するため、個別予防接種を実施しました。

(2) 大人の予防接種

高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、成人風しん、第5期風しんの予防接種を実施しました。

(3) 新型コロナワクチン接種

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的として、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、予防接種を実施しました。

1 2 受動喫煙対策促進事業○

施設利用者が望まない受動喫煙を避けることができる環境の整備を目的とした標識シールの配布、事業者等への改正健康増進法の周知・徹底を行いました。

I 健康増進事業

1 がん検診事業

(1) 事業の概要

実施期間 令和5年4月1日から令和6年2月28日まで

実施方法 ①集団検診:保健所を会場とし、検診バスにより実施しました。
②施設検診:市が委託した医療機関で個別に検診を実施しました。

対象者と受診料 (年齢は年度末現在)

部位	主な検査内容		対象年齢	集団検診	施設検診
胃	X線撮影(バリウム)		40歳以上	1,000円	3,100円
	内視鏡検査		50歳以上の偶数歳		4,000円
大腸	便潜血検査(検便)(2日分)		40歳以上	300円	単独 1,000円 同時 600円
肺	X線撮影		40歳以上		単独 1,000円 同時 700円
	X線撮影・喀痰検査 ※喀痰検査は、50歳以上で 喫煙指数600以上の方のみ				単独 1,500円 同時 1,000円
乳	マンモグラフィのみ (乳房のX線撮影)	1方向	50歳以上の偶数歳	1,000円	1,500円
		2方向	40歳代の 偶数歳	1,000円	1,500円
	視触診＋マンモグラフィ (視触診と乳房のX線撮影)	1方向	50歳以上の偶数歳		3,000円
		2方向	40歳代の 偶数歳		3,000円
子宮	頸部(子宮の頸部から細胞を取り、顕微鏡検査)		20歳以上の偶数歳	500円	1,500円
	頸部・体部(頸部及び体部の細胞を取り、顕微鏡検査) ※体部は条件に該当し医師が必要と認めた方のみ				3,500円

【集団検診の年度別実施回数比】

	検診種目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
項目	胃	14回	13回	13回	8回	11回
	大腸	14回	13回	13回	8回	1回
	乳房マンモのみ	12回	13回	13回	8回	11回
	子宮	12回	13回	13回	8回	11回
日程	胃・大腸・乳房・子宮	12回	13回	13回	8回	11回
	胃・大腸のみ	2回	0回	0回	0回	0回

(2) 対象者数と部位別受診率

①令和5年度 対象者数

部位	年齢・性別	対 象 者
胃	40歳以上・男	75,820 人
大腸	40歳以上・女	82,873 人
肺		計 158,693 人
乳房	40歳以上偶数歳・女	41,778 人
子宮	20歳以上偶数歳・女	53,606 人

②部位別 受診券送付者中の受診率

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
胃	対象者数(人)	158,693	157,158	155,770	154,481	153,258
	受診者数(人)	8,086	7,582	7,524	6,969	8,339
	受診率	5.1%	4.8%	4.8%	4.5%	5.4%
大腸	対象者数(人)	158,693	157,158	155,770	154,481	153,258
	受診者数(人)	24,125	24,327	24,294	23,472	25,403
	受診率	15.2%	15.5%	15.6%	15.2%	16.6%
肺	対象者数(人)	158,693	157,158	155,770	154,481	153,258
	受診者数(人)	27,635	27,869	27,859	26,712	28,539
	受診率	17.4%	17.7%	17.9%	17.3%	18.6%
乳	対象者数(人)	41,778	41,418	41,018	40,575	40,122
	受診者数(人)	3,975	3,856	3,563	3,116	3,729
	受診率	9.5%	9.3%	8.7%	7.7%	9.3%
子宮	対象者数(人)	53,606	53,159	52,873	52,475	52,081
	受診者数(人)	4,491	4,637	4,356	4,100	4,568
	受診率	8.4%	8.7%	8.2%	7.8%	8.8%

③20歳～39歳女性 受診券送付者中の受診率(上記子宮の内訳)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
子宮	対象者数(人)	11,827	11,742	11,854	11,900	11,966
	受診者数(人)	982	1,128	1,120	1,116	1,089
	受診率	8.3%	9.6%	9.4%	9.4%	9.1%

④乳がん検診のマンモ単独・視触診併用の内訳

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
乳がん検診対象者(人)	41,778	41,418	41,018	40,575	40,122
集団(マンモ単独)(人)	863	754	641	641	818
施設(マンモ単独)(人)	1,939	1,612	1,300	1,030	1,068
施設(視触診併用)(人)	1,173	1,490	1,622	1,445	1,843
計(人)	3,975	3,856	3,563	3,116	3,729
受診率(全体)	9.5%	9.3%	8.7%	7.7%	9.3%
受診率(マンモ単独)	6.7%	5.7%	4.7%	4.1%	4.7%
受診率(視触診併用)	2.8%	3.6%	4.0%	3.6%	4.6%

⑤胃がん検診のバリウム検査・内視鏡検査の内訳

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
バリウム検査 対象者(人)	158,693	157,158	155,770	157,158	155,770
受診者(人)	4,113	4,220	4,402	4,263	5,158
受診率	2.6%	2.7%	2.8%	2.7%	3.3%
内視鏡検査対象者(再掲)(人)	62,924	60,777	60,685	58,367	58,804
受診者(人)	3,973	3,362	3,122	2,706	3,178
受診率	6.3%	5.5%	5.1%	4.6%	5.4%

(3) 実施医療機関数

	大腸	肺	胃	
			内視鏡	X線
市内	65	59	22	17
寒川	10	8	2	2
藤沢	6	6		
合 計	81	73	24	19

	乳		子宮
	視触診	マンモ	
市内	10	7	7
寒川	4	1	2
合 計	14	8	9

(4)がん検診要精密検査者数

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
(胃がん 集団)	受診者数	906	729	633	483	821
	要精密検査者数	39	30	30	35	75
	精検率	4.30%	4.12%	4.74%	7.25%	9.14%
胃がん (施設)	受診者数(X線)	3,207	3,491	3,769	3,780	4,337
	要精密検査者数	71	92	86	194	182
	精検率	2.21%	2.64%	2.28%	5.13%	4.20%
	受診者数(内視鏡)	3,973	3,362	3,122	2,706	3,178
	要精密検査者数	437	337	328	296	393
	精検率	11.00%	10.02%	10.51%	10.94%	12.37%
(大腸がん 集団)	受診者数	1,023	774	629	550	809
	要精密検査者数	32	41	34	32	37
	精検率	3.13%	5.30%	5.41%	5.82%	4.57%
(大腸がん 施設)	受診者数	23,102	23,553	23,665	22,922	24,594
	要精密検査者数	1,870	1,954	2,134	2,116	2,311
	精検率	8.09%	8.30%	9.02%	9.23%	9.40%
(肺がん 施設)	受診者数	27,635	27,869	27,859	26,712	28,639
	要精密検査者数	633	619	645	789	734
	精検率	2.29%	2.22%	2.32%	2.95%	2.56%
(乳がん 集団)	受診者数 (マンモのみ)	863	754	641	641	818
	要精密検査者数	35	40	39	51	61
	精検率	4.06%	5.31%	6.08%	7.96%	7.46%
(乳がん 施設)	受診者数 (マンモ併用)	1,173	1,490	1,622	1,445	1,843
	要精密検査者数	135	178	172	138	210
	精検率	11.51%	11.95%	10.60%	9.55%	11.39%
	受診者数 (マンモ単独)	1,939	1,612	1,300	1030	1068
	要精密検査者数	163	128	85	55	54
	精検率	8.41%	7.94%	6.54%	5.34%	5.06%
(子宮頸がん 集団)	受診者数	1,034	1,016	850	708	940
	要精密検査者数	21	19	15	2	13
	精検率	2.03%	1.87%	1.76%	0.28%	1.38%
(子宮頸がん 施設)	受診者数	3,457	3,621	3,506	3,393	3,628
	要精密検査者数	62	82	79	86	76
	精検率	1.79%	2.26%	2.25%	2.53%	2.09%
(子宮体部 施設)	受診者数	331	483	615	599	615
	要精密検査者数	3	3	9	10	4
	精検率	0.91%	0.62%	1.46%	1.67%	0.65%

(5) 要精密検査者内訳

(令和4年度 検診結果)

がん検診の結果が要精密検査となった者を対象とし、精密検査の結果について把握に努めている。精密検査の結果については、年度内の把握が困難なため、前年度の結果を計上する。

【集団・施設検診合計】 受診者合計数 7,582
胃がん精検

	集団・施設総合			集団			施設					
	X線・内視鏡合計	精検受診者数	精検率	X線	精検受診者数	精検率	X線	精検受診者数	精検率	内視鏡	精検受診者数	精検率
受診者	7,582			729			3,491			3,362		
精検者	459		6.1%	30		4.1%	92		2.6%	337		10.0%
未把握	21		4.6%	4		13.3%	17		18.5%	0		0.0%
未受診	21		4.6%	1		3.3%	13		14.1%	7		2.1%
異常なし	210	435	45.8%	9	25	30.0%	24	62	26.1%	177	348	52.5%
がん(転移性含まず)	7		1.5%	0		0.0%	3		3.3%	14		4.2%
早期がん	13		2.8%	1		3.3%	0		0.0%	12		3.6%
粘膜内がん	6		1.3%	0		0.0%	0		0.0%	6		1.8%
がん疑いのある者または未確定	4		0.9%	0		0.0%	0		0.0%	1		0.3%
がん以外の疾患(転移性含む)	188		41.0%	15		50.0%	35		38.0%	138		40.9%

大腸がん精検 受診者合計数 24,294

	集団・施設総合			集団			施設		
	検便合計	精検受診者数	精検率	検便	精検受診者数	精検率	検便	精検受診者数	精検率
受診者	24,327			774			23,553		
精検者	1,995		8.2%	41		5.3%	1,954		8.3%
未把握	288		14.4%	7		17.1%	281		14.4%
未受診	571		28.6%	2		4.9%	569		29.1%
異常なし	442	1,178	22.2%	13	32	31.7%	417	1,149	21.3%
がん(転移性含まず)	61		3.1%	1		2.4%	60		3.1%
早期がん	15		0.8%	1		2.4%	29		1.5%
粘膜内がん	17		0.9%	1		2.4%	16		0.8%
がん疑いのある者または未確定	12		0.6%	5		12.2%	7		0.4%
がん及び腺腫以外の疾患(転移性含む)	166		8.3%	0		0.0%	166		8.5%
腺腫	465		23.3%	11		26.8%	454		23.2%

肺がん精検

受診者合計数 27,869

	施設					
	X線	精検受診者数	精検率	喀痰	精検受診者数	精検率
受診者	27,869			1,078		
精検者	618		2.2%	2		0.2%
未把握	51		8.3%	0		0.0%
未受診	53		8.6%	0		0.0%
異常なし	263	515	42.6%	0	2	0.0%
がん(転移性含まず)	22		3.6%	1		50.0%
がん(臨床病期0～I期)	5		0.8%	0		0.0%
がん疑いのある者または未確定	31		5.0%	0		0.0%
がん以外の疾患(転移性含む)	194		31.4%	1		50.0%
がん(喀痰細胞診のみの発見)			0.0%	0		0.0%

乳がん精検

受診者合計数 3,856

	集団・施設総合			集団		個別			
	マンモのみ・視触診+マンモ合計	精検受診者数	精検率	マンモのみ	精検率	マンモのみ	精検率	視触診+マンモ	精検率
受診者	3,856			754		1,612		1,490	
精検者	346		9.0%	40	5.3%	128	7.9%	178	11.9%
未把握	58		16.8%	0	0.0%	37	28.9%	21	11.8%
未受診	21		6.1%	0	0.0%	12	9.4%	9	5.1%
異常なし	167	267	48.3%	24	60.0%	51	39.8%	92	51.7%
がん(転移性含まず)	6		1.7%	2	5.0%	1	0.8%	3	1.7%
早期がん	7		2.0%	2	5.0%	1	0.8%	4	2.2%
早期がんのうち非浸潤	0		0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
がん疑いのある者または未確定	17		4.9%	0	0.0%	4	3.1%	13	7.3%
がん以外の疾患(転移性含む)	70		20.2%	12	30.0%	22	17.2%	36	20.2%

子宮がん精検

受診者合計数

4,637

	集団・施設頸部総合			集団		個別			個別	
	頸部 合計	精検受診者数	精検率	頸部	精検率	頸部	精検率		体部	精検率
受診者	4,637			1,016		3,621		受診者	483	
精検者	101		2.2%	19	0.2%	82	2.3%	精検者	3	0.6%
未把握	22		21.8%	3	15.8%	19	23.2%	未把握	1	33.3%
未受診	6		5.9%	0	0.0%	6	7.3%	未受診	1	33.3%
異常なし	26	73	25.7%	6	31.6%	20	24.4%	異常なし	1	33.3%
AIS	0		0.0%	0	0.0%	0	0.0%	体がん	0	0.0%
CIN1	23		22.8%	5	26.3%	18	22.0%	異型増殖	0	0.0%
CIN2	11		10.9%	3	15.8%	8	9.8%	内膜増殖	0	0.0%
CIN3	2		2.0%	1	5.3%	1	1.2%	その他のがん	0	0.0%
HSIL	2		2.0%	0	0.0%	2	2.4%	がん疑い未確定	0	0.0%
がん(転移性含まず)	0		0.0%	0	0.0%	0	0.0%	がん以外	0	0.0%
がん(進行度ⅠA期)	0		0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
がん疑いのある者または未確定	8		7.9%	0	0.0%	8	9.8%			
がん、AIS及びCIN以外の疾患(転移性含む)	1		1.0%	1	5.3%	0	0.0%			

※AIS：上皮内腺がん CIN1：軽度異形成 CIN2：中程度異形成 CIN3：高度異形成・上皮内がん
HSIL：CIN2、CIN3のいずれかで、区別できない者

【各がん検診精密検査で「がん」もしくは「がんの疑い」と判断された年代】

	20～30未満	30～40未満	40～50未満	50～60未満	60～70未満	70～80未満	80～	合計
胃がん精検			0	2	5	6	6	19
肺がん精検			0	0	3	26	24	53
大腸がん精検			0	6	6	30	25	67
乳がん精検			4	11	4	10	1	30
子宮頸がん精検	1	0	2	3	2	0	0	8
子宮体がん精検	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 結核健診(肺がん検診)

	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
年齢 (歳)	活動性 肺結核 (人)	肺がん検診 受診者数 (人)	活動性 肺結核 (人)	肺がん検診 受診者数 (人)	活動性 肺結核 (人)	肺がん検診 受診者数 (人)
65～69	1	2,621	0	2,578	0	2,665
70～74	0	4,808	0	5,057	0	5,418
75～79	0	5,913	0	5,944	0	5,626
80～84	1	5,330	0	5,271	1	5,241
85～89	0	3,009	0	3,014	2	2,906
90～	0	1,254	0	1,275	0	1,107
合計	2	22,935	0	23,139	3	22,963

	令和2年度		令和元年度	
年齢 (歳)	活動性 肺結核 (人)	肺がん検診 受診者数 (人)	活動性 肺結核 (人)	肺がん検診 受診者数 (人)
65～69	0	2,740	0	3,424
70～74	0	5,179	5	5,579
75～79	3	5,776	2	6,180
80～84	0	4,924	0	4,793
85～89	0	2,691	2	2,578
90～	0	1,058	1	1,034
合計	3	22,368	10	23,588

※活動性肺結核

結核のための治療を必要とする結核

2 健康診査事業

(1) 事業の概要

実施期間	令和5年9月1日から令和5年11月30日まで
実施方法	医療機関で個別に検診を実施しました。
対象者	①後期高齢者医療保険加入者 ②40歳以上の生活保護受給者(年齢は年度末現在)
受診料	無料

(2) 実施医療機関数

市内	69
寒川	9
藤沢	11
合計	89

(3) 健康診査内容

補助金必須検査項目

- 1 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長及び体重の検査
- 4 BMI(次の算式により算出した値をいう。)の測定。BMI＝体重(kg)÷身長(m)
- 5 血圧の測定
- 6 GOT、GPT、 γ -GTP
- 7 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
- 8 血糖検査(空腹時血糖・HbA1cいずれか)
- 9 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

茅ヶ崎市独自検査項目

- 1 腎機能 クレアチニン、尿酸
- 2 貧血検査 ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
- 3 心電図検査
- 4 血糖検査(全員に空腹時血糖・HbA1c両方を実施)

(4) 受診者数・受診率の推移

年 度	対象者数(人)		受診者(人)		受診率		訪問健診再掲(人)	
	全体	(うち生保)	全体	(うち生保)	全体	(うち生保)	全体	(うち生保)
令和5年度	38,831	(1,637)	15,481	(245)	39.9%	(15.0%)	40	(3)
令和4年度	37,056	(1,598)	15,529	(254)	41.9%	(15.9%)	42	(2)
令和3年度	35,515	(1,608)	14,962	(249)	42.1%	(15.5%)	40	(1)

(5)受診結果推移

年度	診査結果	男		女		計	
令和5年度	異常認めず	609	9.5%	1,146	13.2%	1,755	11.3%
	要指導	1,717	26.8%	2,274	25.1%	3,991	25.8%
	要医療	4,080	63.7%	5,655	62.3%	9,735	62.9%
	合計	6,406		9,075		15,481	
令和4年度	異常認めず	648	10.1%	1,205	13.3%	1,853	11.9%
	要指導	1,642	25.5%	2,252	24.8%	3,894	25.1%
	要医療	4,146	64.4%	5,636	62.0%	9,782	63.0%
	合計	6,436		9,093		15,529	
令和3年度	異常認めず	664	10.7%	1,218	13.7%	1,882	12.6%
	要指導	1,679	27.1%	2,206	25.0%	3,885	26.0%
	要医療	3,856	62.2%	5,339	60.8%	9,195	61.5%
	合計	6,199		8,763		14,962	

(6)眼底検査受診状況（特定健康診査受診者のみ）

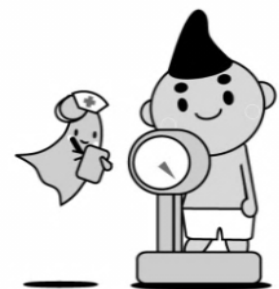
年度	同時 (人)	単独 (人)	合計 (人)
令和5年度	3	6	9
令和4年度	0	22	22
令和3年度	12	15	27

令和5年度 検査結果の主な内訳

○両眼異常なし:5人

○緑内障:1人

○網膜血管病変:1人



3 成人歯科歯周病検診事業

(1)事業の概要

実施期間	令和5年6月1日から令和5年11月30日まで
実施方法	市が委託した医療機関で個別に検診を実施しました。
対象者	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の市民
受診料	500円
内容	①問診 ②現在歯の状況 ③喪失歯の状況 ④歯周組織の状況 ⑤口腔内清掃状態 ⑥その他の所見(歯・歯列咬合・顎関節・口腔粘膜)

(2)実施医療機関数

市内	77
寒川町	15
藤沢市	9
合計	101

(3)受診実績の推移

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率	異常なし(人)			要指導(人)			要精検(人)		
				男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和5年度	24,013	183	0.76%	11	34	45	19	61	80	17	41	58
令和4年度	118,830	1,016	0.86%	29	86	115	10	37	47	302	552	854
令和3年度	119,322	875	0.73%	27	73	100	7	22	29	251	495	746
令和2年度	119,325	784	0.66%	29	70	99	9	19	28	224	433	657

(4)精密検査結果(令和5年度)

精検率 31.7%

精密検査受診率 81.0%

受診者数 (人)	要精検者数 (人)	内訳(人)				
		異常なし	歯周病	歯周病以外	未受診	未把握
183	58	8	30	9	1	10

13.8% 51.7% 15.5% 1.7% 17.2%

4 口腔がん検診事業

(1)事業の概要

実施日時 第1回 令和5年 7月23日
第2回 令和5年11月19日

実施方法 茅ヶ崎市保健所を会場として集団検診を実施しました。

対象者 申込時に茅ヶ崎市に住民登録を有し、年齢が20歳以上の者

受診料 無料

内容 口腔内及び頸部リンパ節等のチェックを行い、口腔内の疾患や前がん病変を早期発見し、必要時専門の医療機関を紹介しました。

(2)実施結果(令和5年度)

	第1回	第2回
実施日時	令和5年7月23日(日) 午前9時00分～	令和5年11月19日(日) 午前9時00分～
受診者数	44名(男14名、女30名)	45名(男11名、女34名)
募集人数	75名	52名
応募人数	50名	50名
受診結果 異常なし	35名	44名
経過観察	6名	0名
精密検査	2名	1名
その他	1名	0名
専門施設への受診者紹介人数	3名	2名
従事者 専門医	3名	4名
協力医	14名	9名
その他スタッフ	7名	7名

5 肝炎ウイルス検診事業

(1) 事業の概要

- 実施期間** 令和5年4月1日から令和6年2月28日まで
- 実施方法** 市が委託した医療機関で個別に実施しました。
- 対象者** 次のいずれかに該当する人(年齢は年度末現在)
- ①40歳の人(※無料クーポン券送付対象者はこの年齢のみ) ☐
 - ②41歳以上の人で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人
- 受診料** 単 独 実 施 2,000円(クーポン券利用者は無料)
健 診 同 時 実 施 1,200円(クーポン券利用者は無料)
- 検 診 内 容** B型肝炎及びC型肝炎 陽性の場合は必要な指導または医療機関への受診勧奨
- ①B型肝炎 HBs抗原検査
 - ②C型肝炎 HCV抗体検査(定量)
- ・結果が「中力価」または「低力価」の場合はHCV核酸増幅検査実施

(2) 実施医療機関数

市内	65
寒川町	10
藤沢市	12
合計	87

(3) 受診者数の推移・クーポン券対象者の受診率推移

年度	41歳以上 (人)		40歳 クーポン対象者 (人)		受診者数 (人)	年度	クーポン 対象者 (人)	クーポン 対象者 受診率 (%)
	同時	単独	同時	単独				
令和5年度	144	43	55	123	365	令和5年度	3,145	5.66%
令和4年度	74	51	43	135	303	令和4年度	3,189	5.58%
令和3年度	125	70	46	140	381	令和3年度	3,116	5.97%
令和2年度	66	33	191		290	令和2年度	3,164	6.04%
令和元年度	94	46	109		249	令和元年度	3,439	3.17%

(4)受診結果

クーポン 40歳(人)								
B型判定		C型判定(HCV抗体検査)						
陽性	陰性	陰性					陽性	
		陰性	低力価	中力価	HCV核酸増幅検査		高力価	
					陰性	陽性		
男	1	43	42	0	0	2	0	0
女	0	134	128	0	0	6	0	0
総合	1	177	170	0	0	8	0	0
178							0	

41歳以上(人)								
B型判定		C型判定(HCV抗体検査)						
		陽性	陰性	陰性				
				陰性	低力価	中力価	HCV核酸増幅検査	
							陰性	陽性
男	41 以上 45 未満	0	4	4	0	0	0	0
	45 以上 50 未満	0	8	8	0	0	0	0
	50 以上 55 未満	0	10	10	0	0	0	0
	55 以上 60 未満	0	5	5	0	0	0	0
	60 以上 65 未満	0	4	4	0	0	0	0
	65 以上 70 未満	1	5	5	0	0	1	0
	70 以上	0	46	46	0	0	0	0
		1	82	82	0	0	1	0
83							0	
女	41 以上 45 未満	0	3	3	0	0	0	0
	45 以上 50 未満	0	8	8	0	0	0	0
	50 以上 55 未満	0	11	9	0	0	2	0
	55 以上 60 未満	0	9	9	0	0	0	0
	60 以上 65 未満	0	11	11	0	0	0	0
	65 以上 70 未満	0	9	9	0	0	0	0
	70 以上	1	52	50	1	1	1	0
		1	103	99	1	1	3	0
104							0	
男女合計	41 以上 45 未満	0	7	7	0	0	0	0
	45 以上 50 未満	0	16	16	0	0	0	0
	50 以上 55 未満	0	21	19	0	0	2	0
	55 以上 60 未満	0	14	14	0	0	0	0
	60 以上 65 未満	0	15	15	0	0	0	0
	65 以上 70 未満	1	14	14	0	0	1	0
	70 以上	1	98	96	1	1	1	0
		2	185	181	1	1	4	0
187							0	

6 健康増進事業

1 普及啓発事業

(1) 健康増進普及月間

概要 健康増進普及月間（9月1日～9月30日）、その他の期間において普及啓発事業を実施する。

① 講演会

内容 令和5年度は未実施。

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数		20	20

※令和4年度、令和3年度はWebセミナー参加者数。

② その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
8月16日～9月30日	ポスター掲示	食事バランス&適度な運動、ロコモ予防のためにロコトレをプラス、大切な人のために禁煙をプラス（厚生労働省作成） 掲示場所：総合体育館、保健所
9月19日～9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及月間展示 ・プラス9、睡眠と疲労回復、生活習慣病 ・運動/食事、禁煙、ロコモティブシンドローム（厚生労働省作成）

(2) 歯と口の健康

概要 歯と口の健康週間（6月4日～6月10日）、その他の期間において普及啓発事業を実施する。

① イベント（歯と口の健康週間イベント「歯っぴいデー」）

内容 茅ヶ崎歯科医師会への委託事業として実施した。歯と口腔の健康づくりの推進を目的とした講演会、歯科医師による個別相談会と顕微鏡での歯周病チェック、歯科衛生士によるブラッシング教室、健口体操、オーラルフレイル測定などの歯科保健に関連する内容を行う。また、その他健康づくりの一環として、血管年齢測定やベジチェック、骨の健康度測定などの測定会も実施した。

参加者数

127人（プレゼント配布数より集計）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	127	75	

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

講演会テーマ

転ばぬ先の予防歯科 ～幸せを作る歯と口の健康講座～、健口体操

② その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
6月1日～6月15日	展示	歯及び口腔の健康づくりに関する展示（禁煙、食育に関する展示と合わせて実施） ・歯のすき間ケアグッズを使って歯周病予防、歯周病と全身の関係、歯周病はこんな病気
11月1日	ラジオ	定期的な歯科健診でお口の健康をチェックしましょう！

(3) 生活習慣病予防

概要 世界糖尿病デー（11月14日）及び全国糖尿病週間（11月13日～11月19日）に合わせて普及啓発事業を実施する。その他の期間においても生活習慣病予防に関する普及啓発を実施する。

① 講演会

内容 令和5年度はイベント内で実施した講演会参加者数を掲載。

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	49		45

※令和4年度は未実施、令和3年度はWebセミナーアクセス数。

② イベント（糖尿病予防イベント）

内容 茅ヶ崎市立病院と共同で開催した。各専門職（代謝内分泌内科医師、口腔外科医師、理学療法士、栄養士）による講演会、血糖測定、個別相談、展示・クイズを実施した。
（令和4年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	49		

③ その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
10月6日～11月30日	ホームページ	11月14日は世界糖尿病デー
11月1日～3月29日	ポスター掲示	健診・検診で健康をプラス（厚生労働省作成） 掲示場所：総合体育館、保健所
11月1日	広報紙（特集）	知って、学んで、実践！糖尿病予防の講演会 （糖尿病の合併症についてと、講演会の紹介）
11月1日～11月30日	エレベーター サイネージ	今日から始めよう！糖尿病予防
11月10日	タウンニュー （保健所だより）	今日から始めよう！糖尿病予防
12月4日～12月15日	展示	糖尿病に関する展示 ・基礎知識、運動、食事、歯周病 ・健診・検診で健康をプラス（厚生労働省作成）

(4) 女性の健康

概要 女性の健康週間（3月1日～3月8日）に合わせて普及啓発事業を実施する。

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
12月20日～	ホームページ	女性の健康づくり(改訂)
2月号	タウンニュース	3月1日～3月8日は「女性の健康週間」です
2月14日～ 3月13日	エレベーター サイネージ	3月1日～3月8日は「女性の健康週間」 若い女性の痩せに注意
2月19日～ 2月28日	展示	女性の健康に関する展示 ・若い女性の痩せ、女性と骨粗しょう症、食事（カルシウム、鉄）、がん（健診推進啓発、乳がん）、生理への理解を深めよう ・みんなで女性の健康を考えよう（厚生労働省作成）
3月1日号	広報紙（特集）	3月1日（金）～8（金）は女性の健康週間 知っておきたい女性のからだと健康
3月1日～3月15日	ロビーサイネージ	3月1日～8日は女性の健康週間 性別・年齢問わず知っておきたい女性の健康（市のホームページを紹介）

(5) 禁煙

概要 世界禁煙デー（5月31日）及び禁煙週間（5月31日～6月6日）、その他の期間において普及啓発事業を実施する。

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
6月1日	広報紙 （お知らせ）	禁煙に向けて一歩を踏み出しませんか
6月1日～6月15日	展示	禁煙に関する展示（歯及び口腔の健康づくり、食育に関する展示と合わせて実施） ・知ってほしいCOPD、あの人に合った禁煙方法を探そう、たばこと歯周病 ・禁煙（厚生労働省作成）
8月16日～ 9月30日	ポスター掲示	大切な人のために禁煙をプラス（厚生労働省作成） 掲示場所：保健所
9月19日～ 9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及運動月間 ・知ってほしいCOPD、あの人に合った禁煙方法を探そう、COPDの危険度/望まない受動喫煙をなくそう ・禁煙（厚生労働省作成）

(6) 身体活動・運動

概要 健康増進、生活習慣病予防を目的に身体活動・運動に関する普及啓発事業を実施する。

① 健康ポイント事業

内容 神奈川県スマートフォンアプリ「マイME-BYOカルテ」を活用し、市民が健康づくりに関心を持ち、実践、継続することで健康寿命の延伸に役立てることを目的に実施した。参加のきっかけやモチベーション維持のため賞品を準備。賞品当選者は設定ポイント獲得者から抽選し、引換券を送付（一部例外あり）。協賛店舗で賞品を引き換えていただくことで、地域活性化にも繋げた。
（令和4年度は、住友生命保険相互会社(包括連携協定締結企業)とVitality健康プログラムを用いた健康ポイント事業を実施）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数（延べ）	978	117	

② その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
8月16日～ 9月30日	ポスター掲示	食事バランス&適度な運動、ロコモ予防のためにロコトレをプラス（厚生労働省作成） 掲示場所：総合体育館、保健所
9月19日～ 9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及運動月間 ・プラス10 ・運動/食事（厚生労働省作成）
12月4日～ 12月15日	展示	糖尿病に関する展示 ・プラス10

(7) 骨粗しょう症予防

概要 骨粗しょう症予防を目的に普及啓発事業を実施する。

骨粗しょう症予防教室

内容 骨密度測定と保健師・管理栄養士等による測定結果の解説、骨粗しょう症予防のための講話を実施した。（令和4年度は未実施）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	88		40

令和5年度実施内容

	実施日	参加者数	対象	テーマ等	会場
1	6月27日 (火)	47	20歳以上	骨の健康度測定会	保健所
2	2月22日 (木)	41	20歳以上	骨の健康度測定会	保健所
合計		88			

(8) 熱中症予防

概要 熱中症のリスクが高い5月から9月末にかけて熱中症予防に関する普及啓発事業を実施する。

①熱中症対策研修・熱中症アンバサダー講座

内容 職員の熱中症対策及びクーリングシェルター運用に関する理解を深め、市民の方への熱中症予防の啓発を目的に環境政策課・大塚製薬株式会社と実施した。

集計

年 度	R5
参加者数	62

②その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
4月24日～10月31日	ホームページ	熱中症に注意しましょう！
5月19日号	タウンニュース	5月からの熱中症対策（保健所だより）

5月24日～8月21日	配布	がん集団検診（6/24、7/1、7/15、8/5、8/21）、ポピュレーションアプローチ教室時（5/24、5/29、6/16、6/20、6/28、6/29）に、ちらし・うちわを配布
6月1日～6月15日	展示	ちらし、うちわ配架
6月2日	庁内通知	高齢者への熱中症対策の周知について、高齢福祉課へ依頼。ケアマネジャー向け研修通知とともに熱中症対策情報の送付について送付依頼。
6月5日～6月16日	展示	熱中症警戒アラート、熱中症予防ポスター展示、ちらし配架（環境政策課事業に参加、ふれあいプラザ）
6月6日	庁内通知	市内介護サービス事業所（250か所）宛に「介護サービスかながわ」による熱中症予防の普及啓発・注意喚起を介護保険課へ依頼。
掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
6月15日～9月30日	ポスター掲示	熱中症の危険性があります（神奈川県×大塚製薬作成）、熱中症予防行動をとりましょう（環境省作成）掲示場所：保健所2階
6月21日～6月28日	エレベーターサイネージ	熱中症に気を付けましょう 梅雨の間も油断大敵！
7月1日～9月30日	ロビーサイネージ	熱中症予防のポイント
7月1日～9月30日	庁内放送	熱中症警戒アラート発令時（平日）
7月3日～9月30日	ポスター掲示	熱中症予防行動をとりましょう！（環境省作成） 掲示場所：2階庁舎連絡通路
7月5日～7月26日	エレベーターサイネージ	蒸し暑い季節 熱中症に注意！
7月21日～8月31日	展示	熱中症警戒アラート、熱中症予防ポスター展示、ちらし配架（図書館）
8月2日～8月30日	エレベーターサイネージ	外出時だけじゃない！ 屋内での熱中症に注意！
8月1日号	広報紙（特集）	高齢者は熱中症になりやすい こまめな水分補給と冷房で予防を
8月3日	LINE配信	（セグメント配信：こども お知らせ） 子どもの熱中症に気を付けましょう
8月4日～10月25日	防災無線放送	熱中症警戒アラート発令時（土日祝含む）
8月7日	LINE配信	（セグメント配信 健康） 自宅での発生が増えています！熱中症に注意
8月10日	Twitter配信	外出機会の増える今夏、熱中症に注意！
9月6日～9月27日	エレベーターサイネージ	災害時の熱中症にも備えよう
9月19日～9月21日	配架	災害時の熱中症予防～避難生活・片付け作業時の注意点～

(9) COPD疾患啓発

概要 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度の向上と健康増進を目的として、普及啓発事業を実施する。

内容 令和4年度に啓発リーフレット等を封書で送付した効果検証を行う。

対象 75歳から84歳の後期高齢者医療制度被保険者のうち以下に該当するもの

ハイリスク者：

- ①前年度の健康診査を受診し、「喫煙習慣あり」と回答がある
- ②過去5年において、COPDの吸入薬の治療歴がない

治療中断者：

- ①過去5年において、COPDの吸入薬の治療歴がある
- ②分析できる最新のレセプトデータ月から6か月間遡り、COPDの治療歴がない

対象者集計

	発送者数	効果検証対象者数	医療機関受診率
ハイリスク者	242	212	12.30%
治療中断者	64	60	11.70%

(10) その他

① 依頼による健康教育

概要 保健師・管理栄養士が講師となり、健康増進、生活習慣病予防のため、市内団体や事業所からの依頼を受けて健康教育を実施する（市民まなび講座、依頼教育）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	108	69	21

	実施日		内容・講師	参加者数
1	8月3日	(木)	更年期・骨の健康について 保健師	25
2	10月3日	(火)	生活習慣病予防、市の各種検診について 管理栄養士、検診担当事務職	38
3	12月14日	(木)	料理研修会 食育（行事食・食文化など）について 管理栄養士	24
4	2月28日	(水)	2月定例会 からだを動かしましょう 保健師	21
合計				108

② 睡眠

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
9月19日～9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及運動月間展示 ・睡眠と疲労回復
11月23日	リーフレット配架	糖尿病講演会 ・良い目覚めは良い眠りから 知っているようで知らない睡眠のこと（厚生労働省作成）
12月25日～1月31日	リーフレット配架	良い目覚めは良い眠りから 知っているようで知らない睡眠のこと（厚生労働省作成） 配架場所：保健所
2月19日～2月28日	展示	女性の健康に関する展示 ・毎日の生活に休養と睡眠をプラス（厚生労働省作成）
3月27日～ (R6年度)4月24日	エレベーター サイネージ	心と体の休養のために睡眠を見直そう！ 働き世代の睡眠は6～9時間、睡眠時間が6時間未満の健康リスク増加について

③ 飲酒

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
9月19日～9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及運動月間展示 ・間食とお酒の目安
11月1日～3月29日	ポスター掲示	毎日の飲酒量の見直しをプラス（厚生労働省作成） 掲示場所：保健所
12月4日～12月15日	展示	糖尿病に関する展示 ・間食とお酒の目安 ・毎日の飲酒量の見直しをプラス（厚生労働省作成）

6 健康増進事業

2 健康相談事業

(1) 禁煙サポート

概要 初回指導は個人面接にて、質問票を用いて対象者の禁煙状況の把握と検査（呼気中一酸化炭素濃度測定）を実施し、その結果を踏まえて健康教育教材を用いた説明、禁煙実施に関する指導を行う。その後は約3か月間、電話、メール、面接等にて禁煙指導を行う。

令和5年度実施結果

	禁煙	節煙	喫煙（変化なし）	次年度継続	不明	計
相談者数	0	0	0	0	1	1

経年集計

年 度	R5	R4	R3
相談者数	1	1	1

(2) 保健衛生相談

概要 主に介護保険制度や障害福祉制度に該当しない、制度の狭間にある方の健康全般について、保健師・管理栄養士が電話等にて相談に応じ、指導・助言を行う。

経年集計（延べ）

年度	R5	R4	R3
感染症	1	3	0
精神保健福祉関連	0	2	0
生活習慣病	27	23	25
虚弱高齢者等	2	1	2
他疾患	4	1	0
母子保健	0	0	0
その他	16	24	16
合 計	50	54	43

7 栄養改善事業

1 普及啓発事業

(1) 栄養改善教室

概要 栄養及び食生活の改善による健康増進と生活習慣病の予防を目的として実施する。

経年集計

	R5		R4		R3	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
主催事業	8	84	7	54	2	22
公民館等との協力事業	2	18	2	13	0	0
合 計	10	102	9	67	2	22

① その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
6月23日～	YouTube	1日に必要な野菜の量は？しっかり食べて健康生活
9月1日	広報紙（特集）	上手に食事に取り入れる4つのポイント 栄養豊富な野菜をもっと食べよう
12月1日～	ポスター掲示	YouTubeで栄養教室動画公開中 ・塩分、野菜、間食、お酒の4枚 掲示場所：保健所
12月4日～12月15日	展示	糖尿病に関する展示 ・食事の基本、間食とお酒の目安、塩分
12月4日～12月15日	ふれあいプラザ 大型モニター	YouTube栄養教室動画放映 「1日に必要な野菜の量は？しっかり食べて健康生活」
2月14日～3月13日	エレベーター サイネージ	健康動画公開中 ちがさきの栄養教室で検索

(2) 食生活改善普及運動月間

概要 食生活改善普及運動月間（9月1日～9月30日）に合わせて普及啓発事業を実施する。

① 講演会

内容 市民の食生活改善を目的に、講演会を実施した。（令和5年度より、栄養改善教室の内1回を講演会形式で実施）

日時：2月28日（水） 10:00～13:30

テーマ：食生活改善deヘルスアップセミナー

（健康診断結果を踏まえた食生活中心の健康づくり）

当日参加者数：17名

（令和4年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	17		

② その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
8月16日～9月30日	ポスター掲示	食事バランス&適度な運動（厚生労働省） 掲示場所：総合体育館、保健所
8月29日～9月30日	ホームページ	9月は食生活改善普及運動月間 身近な食生活を見直してみませんか？ （食事をおいしくバランスよく、毎日プラス1皿の野菜、おいしく減塩マイナス2g、毎日のくらしにwithミルク）
9月1日号	広報紙（特集記事）	上手に食事に取り入れる4つのポイント 栄養豊富な野菜をもっと食べよう
9月1日～9月15日	ロビーサイネージ	主食・主菜・副菜をそろえてバランスのよい食事を！
9月6日	LINE配信	食事をおいしくバランスよく（毎日プラス1皿の野菜、おいしく減塩マイナス2g、毎日のくらしにwithミルク）
9月19日～9月21日	展示	食生活改善普及運動月間×健康増進普及運動月間展示 ・食事の基本、間食とお酒の目安、塩分、野菜 ・運動/食生活（厚生労働省作成）

7 栄養改善事業

2 地域活動支援事業

(1) ちがさき健康づくり講座

概要 茅ヶ崎市における健康づくり推進事業は、平成9年度まで健康普及員事業を中心に進められてきた。

一方、これと同様に地域の健康増進を図ることを目的に、県事業として進められてきた食生活改善推進員育成事業が市に移管されることを契機に、より効果的な健康増進・健康づくり事業を実施するため両事業をひとつにし、平成10年度より『ちがさき健康づくり講座』を開始した。

『ちがさき健康づくり講座』は、健康づくりのための正確な情報と実践の場の提供、さらに習得した知識を活かしての、市民による健康づくり活動の推進を目的として実施している。

また、この講座を食生活改善推進員養成指定講座とし、講座修了者*のうち食生活改善推進団体の活動に賛同する者は、同団体に入会することができる。

* 8割以上の出席率で修了証を発行

(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

経年集計

年 度	R5	R4	R3
受講者数	19	20	
修了者数	19	20	

(2) 食生活改善推進団体支援事業

概要 昭和32年より、神奈川県下の保健所において、地域の食生活改善活動を推進することを目的に、食生活改善指導者講習会が、自治会・母親クラブ等の団体からの代表者を対象として実施された。また修了者のグループとして、昭和34年に、食生活改善推進団体が活動を始めた。

昭和46年茅ヶ崎保健所の設置により、茅ヶ崎・寒川地区を対象とした講習会と食生活改善推進団体『茅波会』の活動が始まり、昭和63年茅波会に、市町を単位とした2つの支部「茅ヶ崎市食生活改善推進団体」、「寒川町食生活改善推進団体」が生まれた。

平成5年旧健康づくり課に栄養士が配置され、一般的栄養相談・教育事業の市町村への移管の動きにともない、旧健康づくり課と茅ヶ崎市食生活改善推進団体との協力事業が多く行われるようになった。

平成7年には、食生活改善指導者講習会は、食生活改善推進員養成講座へ変わり、受講者も市健康づくり課が広く一般から公募し、保健所へ推薦するかたちとなり、推進員の活動は、市町単位を中心に行われることになった。

平成10年度より、食生活改善推進員養成事業の茅ヶ崎市による実施を『ちがさき健康づくり講座』（食生活改善推進員養成指定講座）において開始した。

団体の活動により、広く市民に正しい食習慣を広めることを目的として団体の研修等に専門職が参加し活動内容へのアドバイス等の支援を実施する。

令和4年度まで、「食生活改善推進団体 茅波会」としての活動のほか、「茅ヶ崎市食生活改善推進団体」と「寒川町食生活改善推進団体」の2つの団体としての活動もしていた。

令和5年度、「寒川町食生活改善推進団体」が「食生活改善推進団体 茅波会」を脱退したことにより「食生活改善推進団体 茅波会」は「茅ヶ崎市食生活改善推進団体茅波会」と名称を変更し、令和4年度までの「食生活改善推進団体 茅波会」及び「茅ヶ崎市食生活改善推進団体」の活動を一つにまとめることとなった。

経年集計

年 度	R5	R4	R3
会員数	46	52	57

8 食育推進事業

1 普及啓発事業

(1) 食育月間等

概要 食育月間（6月1日～6月30日）、その他期間において普及啓発事業を実施する。

① 講演会（食品表示セミナー）

内容 神奈川県食の安全・安心推進会議、市民相談課と共催で食品表示セミナーを実施した。
（会場参加及びオンライン）

日時：8月28日（月）14：00～15：30

テーマ：知っておきたい食品表示のルール～健康な食生活のために～

当日参加者数：54名（令和3年度は、未実施）

（茅ヶ崎市保健所第1会議室 31名、オンライン 23名）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	54	14	

② 夏休み親子食育教室（夏野菜で親子食育教室）

日時 8月23日（水）10：00～13：30

場所 男女共同参画推進センター

内容 夏野菜を使った調理実習と小学生向けの講話（旬の野菜を知ろう）を実施した。
（令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

経年集計

年 度	R5	R4	R3
参加者数	13	24	

③ その他

掲載号・期間	周知方法	タイトル・内容
5月31日～6月28日	エレベーター サイネージ	6月は食育月間 食生活の見直しを！ 1日3食、主食・主菜・副菜が揃った食事に
6月3日～6月15日	展示	食育に関する展示（歯及び口腔の健康づくり、たばこに関する展示と合わせて実施） ・食育ってなに？①② ・食育の基本「生きる力」を朝食から ・食育月間（農林水産省作成）
6月1日～6月31日	ロビーサイネージ	6月は食育月間 誰かと食卓を囲んでいますか？ 共食で美味しく楽しく
6月5日	LINE配信	6月は食育月間 食生活の見直しを。市HPにテーマに合わせた栄養情報と1食分の献立を公開中
7月21日～8月31日	展示	食品ロスポスターの展示、食品ロスに関するワークシートの配架（環境政策課事業に参加、実施場所は図書館）
8月7日～8月31日	ポスター掲示	8月はかながわ食育月間（神奈川県作成） 掲示場所：保健所、総合体育館
8月30日掲載	日めくり茅ヶ崎	旬の野菜を食卓に！ （夏野菜で親子食育教室の事後周知と合わせて）

9月1日～9月15日	ロビーサイネージ	9月は食生活改善普及運動月間 主食・主菜・副菜をそろえてバランスのよい食事を！
10月6日～10月31日	ロビーサイネージ	食品ロス削減！（食品ロスの年間排出量と国民一人あたりの量、家庭でできる削減の3つのポイント）
10月4日～11月1日	エレベーター サイネージ	食育の一環として食品ロス削減に取り組もう！ （食品ロスの年間排出量と国民一人あたりの量、家庭でできる削減の3つのポイント）
10月11日	図書館・博物館 共催事業	図書館員が見つけた！おもしろい本紹介します ～食欲の秋！ブックトーク～ （3色食品群、昔の歴史と今の食事のつながりなどを講話）参加者数：15名
10月12日～	YouTube	【食育】3色食品群を学ぼう「栄養バランスを整える～赤・黄色・緑でしようぶな体～」
10月16日～	ホームページ	【食育】3色食品群（赤・黄色・緑）を学ぼう！
11月12日	展示	食品ロスポスターの展示、食品ロスに関するワークシートの配架（環境政策課事業「ちがさき環境フェア2023」に参加）
12月1日～	ポスター掲示	YouTubeで食育動画公開中「えいようれっしや」 掲示場所：保健所
12月4日～12月15日	展示	糖尿病に関する展示 ・YouTube食育動画「えいようれっしや」
1月13日	青少年会館 共催事業	子どもクッキング お野菜のカラフル蒸しパン （調理実習と野菜の講話）参加者数：10名

8 食育推進事業

2 地域活動支援事業

(1) 食のボランティア研修会

概要 市の食育推進を目的として、地域に密着した活動をしている食育ボランティアに対し、食に関する知識の向上を図るための研修を実施する。

日時 1月24日（水）

場所 男女共同参画推進センターいこりあ 実習室

テーマ 食文化・行事食

講師 健康増進課管理栄養士、博物館館長

内容 健康増進課管理栄養士が食育の現状と歴史、和食、行事食に関する講話を実施した。茅ヶ崎市博物館とリモートでつなげ、博物館の紹介、茅ヶ崎の食文化の動画上映、質疑応答を実施した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。令和4年度は、健康と料理社より、大塚製薬株式会社首都圏第二支店が主催する「高齢者の健康を支えるチームメイトプログラム」のセミナー案内があり、上映した。

経年集計

R5		R4		R3	
実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1	24	1	21		

9 後期高齢者保健事業

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（受託事業）

(1) 事業の企画・調整等

- ア 地域課題の分析とハイリスクアプローチの対象抽出
各圏域の共通課題を低栄養予防、健康状態不明者の把握と考え、ハイリスクアプローチの対象者として対象者抽出を行った。
- イ 庁内関係各課との連携
福祉部保険年金課、福祉部高齢福祉介護課との連携をはかるため、庁内連絡調整会議を設置し、部会を10回/年、本会議を2回/年（7月、2月）に開催した。
- ウ 関係機関との連携
年度当初に医師会・歯科医師会・薬剤師会・地域包括支援センター管理責任者会・地域包括支援センター保健師部会へ、令和4年度の事業評価と今年度の実施内容の説明を実施した。

(2) ハイリスクアプローチ

- ア 低栄養予防
内容 対象者にフレイル予防や低栄養状態の予防改善を目的とした保健指導を実施した。実施方法は、抽出基準に応じて電話または家庭訪問・保健所での対面指導とした。対象者への通知は2回に分けることとし、前半分は6月下旬、後半実施は7月下旬に対象者へ個別通知を発送した。返送された健康調査票を元に、7月～10月頃にフレイル予防や低栄養予防について保健指導を行い、個人目標をたてて取り組んでもらうよう支援した。健康調査票の返信のない対象者には再度通知を行い、返信があったものの電話がつかないなど保健指導の実施が困難であった場合は、書面での健康アドバイス等を実施した。保健指導実施から3～6か月後に再度電話し、最終評価として体重変化や食事の状況、目標の達成状況など評価項目について確認した。

対象人数	269名
評価指標	①体重 ②体重を維持、増加した人数 ③高齢者質問票の維持・改善 ④個人目標の達成状況
実施結果	初回指導224名（83.3％）、最終指導204名（75.8％） 前半電話：93/103（内書面指導：8、対面変更：2） 前半対面：28/31 後半電話：85/107（内書面指導：2、対面変更：1） 後半対面：18/28（内書面指導：1、電話変更：5）

経年集計

R5			R4			R3		
対象人数	初回指導者数 (指導率)	最終指導者数 (指導率)	対象人数	初回指導者数 (指導率)	最終指導者数 (指導率)	対象人数	初回指導者数 (指導率)	最終指導者数 (指導率)
269	224 (83.3%)	204 (75.8%)	325	312 (96.0%)	284 (87.4%)	297	254 (85.5%)	236 (79.5%)

イ 健康状態不明者

- 内容 抽出条件に該当する者に対し、健康状態を確認するアウトリーチ支援を実施した。9月に対象者へ個別通知を発送し、返送された健康調査票を元に10月～11月にかけて電話での健康状態の確認と、市サービスの紹介など保健指導を実施した。健康調査票の返信のない対象者には11月から12月にかけて訪問を実施した。
- 対象人数 46名
- 評価指標 ①健康状態の把握 ②受診勧奨や他のサービスを紹介した数
- 実施結果 43名※（93.5％）
※KDBシステムにて受診確認を行った1名を含む

経年集計

R5		R4		R3	
対象人数	指導者数 (指導率)	対象人数	指導者数 (指導率)	対象人数	指導者数 (指導率)
46	43 (93.5%)	43	33 (76.7%)	46	37 (80.4%)

ウ 重症化予防（糖尿病性腎症）

内容 ①糖尿病性腎症ハイリスク未治療者②糖尿病未治療者③糖尿病治療中断者を抽出条件ごとに対象者をさらに５段階に分け、対象者ごとに医療機関への受診勧奨等を行う。

対象人数 368名

評価指標 対象者中、糖尿病および他内科を受診した人数・割合

実施結果 対象者全員に対しての通知送付により、自身の体調への気づきや重症化予防に関する意識づけにつながったと考えられる。
受診勧奨後の９月以降から内科受診をしている人が２名おり、受診勧奨の効果の可能性が考えられる。
未実施について、健康調査票の返信がない、入院・入所、電話が繋がらないという理由であった。

経年集計（令和５年度より事業開始）

R5	
対象人数	糖尿病および他内科を受診した人数 (割合)
368	286 (77.7%)

(3) ポピュレーションアプローチ

内容 次の①②の内容・方法で実施した。

①市内13圏域で計画的に実施できるよう、後期高齢者を対象とする健康教室を開催した。フレイル予防、食事（栄養）、歯と口の健康に関する講話と自宅でもできる簡単な筋力トレーニングの実践、体力測定を行い、必要により個別相談を実施した。

②市内で通いの場を実施している団体等に募集を募り、医療専門職による健康講話や体力測定を希望した通い場（高齢者が集まる機会であれば形態を問わない。）において、健康教室を開催した。

評価指標 ①フレイル予防についての習熟度 ②フレイル予防に関する今後の取り組み

経年集計

R5				R4			
実施回数	参加者数	健康相談数 (延べ)	測定実施者数 (延べ)	実施回数	参加者数	健康相談数 (延べ)	測定実施者数 (延べ)
24	345	12	221	19	235	9	35
			骨 88				
			握力 70				
			口腔 63				

（令和５年度より骨の健康度、握力、口腔機能の測定に変更）

10 食育、健康増進に関する計画の策定・推進

1 食育推進計画、健康増進計画、歯及び口腔の健康づくり推進計画

(1) 計画の概要

計画名	茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画
計画の期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
基本理念	生涯にわたりみんなの笑顔が輝くまち ～地域で支える 市民一人ひとりの健康づくり～
基本目標	平均寿命（0歳時点の平均寿命）の延伸の増加分を上回る 健康寿命（平均自立期間）の延伸をはかる
内容	第3次茅ヶ崎市食育推進計画 第2次茅ヶ崎市健康増進計画 第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画

(2) 食育健康増進計画庁内連絡調整会議

ア 所掌事項

- ①計画の策定及び変更について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。
- ②計画の施策の推進について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。

イ 令和5年度の会議の概要

開催日	内容
令和5年8月4日	第3次茅ヶ崎市食育推進計画、第2次茅ヶ崎市健康増進計画、第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画の令和4年度取組実施状況調査結果表と進捗管理表（令和5年度～令和7年度）について

(3) 食育健康づくり推進委員会

ア 所掌事項

茅ヶ崎市食育推進計画、茅ヶ崎市健康増進計画、茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申し、又は審議する。

イ 令和5年度の会議の概要

開催日	内容
令和5年11月6日	第3次茅ヶ崎市食育推進計画、第2次茅ヶ崎市健康増進計画、第2次茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画の令和4年度取組実施状況調査結果表と進捗管理表（令和5年度～令和7年度）について

ウ 委員名簿（令和6年3月31日時点）

	氏名	推薦団体	任期
委員長	北岡 英子	湘南鎌倉医療大学	令和4年11月1日～ 令和6年10月30日
副委員長	秋吉 美穂子	文教大学	
委員	山岡 奈々	公募市民	
委員	小林 啓子	公募市民	
委員	渡辺 唯	茅ヶ崎市スポーツ推進委員協議会	
委員	飯島 直子	茅ヶ崎商工会議所	
委員	佐野 初美	特定非営利活動法人NPOサポート ちがさき	
委員	佐藤 次男	茅ヶ崎市老人クラブ連合会	
委員	田澤 嘉寿恵	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会	
委員	作道 亜貴子	茅ヶ崎市小学校長会	
委員	柴田 佳世子	茅ヶ崎市中学校長会	
委員	高橋 基	茅ヶ崎医師会	
委員	松井 新吾	茅ヶ崎歯科医師会	
委員	関 義弘	茅ヶ崎寒川薬剤師会	
委員	北村 充史	茅ヶ崎市漁業協同組合	
委員	宮川 茂夫	茅ヶ崎地区食品衛生協会	

1 1 予防接種事業

(1) こどもの予防接種

感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図りました。

個別接種 BCG（結核）、MR（麻しん（別名 はしか）・風しん（別名 三日はしか））
水痘、ロタ（ロタウイルス胃腸炎）、B型肝炎、小児の肺炎球菌
ヒブ（細菌性髄膜炎）、不活化ポリオ（急性灰白髄炎（別名 ポリオ））
四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ）
三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）
日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）
子宮頸がん予防

ア 各種予防接種年度別実績

予防接種名	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	対象者	接種	接種率	対象者	接種	接種率	対象者	接種	接種率
BCG	1,520	1,475	97.0%	1,545	1,554	100.6%	1,481	1,469	99.2%
MRⅠ期	1,698	1,552	91.4%	1,606	1,562	97.3%	1,716	1,571	91.6%
MRⅡ期	2,023	1,761	87.0%	2,025	1,857	91.7%	2,120	1,955	92.2%
麻しん【※1】		1			0			0	
風しん【※1】		0			0			0	
水痘	3,396	2,993	88.1%	3,212	2,941	91.6%	3,432	3,044	88.7%
ロタ 1価	3,040	1,373	45.2% 【※2】	3,090	1,637	53.0% 【※2】	2,962	1,651	55.7% 【※2】
ロタ 5価	4,560	2,105	46.2% 【※2】	4,635	1,895	40.9% 【※2】	4,443	1,998	45.0% 【※2】
B型肝炎	4,560	4,400	96.5%	4,635	4,483	96.7%	4,443	4,508	101.5%
小児の肺炎球菌	6,220	5,850	94.1%	6,224	6,060	97.4%	6,080	6,086	100.1%
ヒブ	6,220	5,844	94.0%	6,224	6,053	97.3%	6,080	6,097	100.3%
ポリオ(不活化) 【※3】		1			0			2	
四種混合 【※3】	6,220	6,199	99.7%	6,224	6,040	97.0%	6,160	6,047	98.2%
三種混合 【※4】		0			0			3	
日本脳炎Ⅰ・Ⅱ期 【※5】		7,090			8,329			4,677	
二種混合	2,360	1,495	63.3%	2,289	1,568	68.5%	2,252	1,620	71.9%
子宮頸がん予防		2,827			1,654		3,438	1,031	30.0%

対象者数は当該年度の10月1日現在。

実施医療機関外での接種（他市依頼接種等）も接種者数に計上。

【※1】麻しん・風しん(単抗原)は、麻しん風しん混合(MR)への移行のため接種率は算出していない。

【※2】令和3年度のロタ（1・5価）の接種率は100.7%。令和4年度のロタ（1・5価）の接種率は93.9%。
令和5年度のロタ（1・5価）の接種率は91.4%。

【※3】不活化ポリオは、四種混合への移行のため接種率は算出していない。

【※4】三種混合は、平成30年1月29日の市場販売が再開され、法律上定期予防接種としての実施が可能となった。

【※5】日本脳炎は、平成17年度から平成21年度の積極的勧奨の差し控えにより予防接種を受ける機会を逃した方に対して、特例措置が設けられているため接種率は算出していない。

イ 各予防接種内訳 ※実施医療機関外での接種（他市依頼接種等）も接種者数に計上。

(ア) BCG

計	1,475人
---	--------

(イ) MR等

	MR	風しん	麻しん
I 期	1,552人	0人	1人
II 期	1,761人	0人	0人
合計	3,313人	0人	1人

(ウ) 水痘

1 回目	1,566人
2 回目	1,427人
計	2,993人

(エ) ロタ 1 価

1 回目	682人
2 回目	691人
計	1,373人

(オ) ロタ 5 価

1 回目	700人
2 回目	697人
3 回目	708人
計	2,105人

(カ) B型肝炎

1 回目	1,434人
2 回目	1,437人
3 回目	1,529人
計	4,400人

(キ) 小児の肺炎球菌

1 回目	1,419人
2 回目	1,432人
3 回目	1,460人
追 加	1,539人
計	5,850人

(ク) ヒブ

1 回目	1,417人
2 回目	1,432人
3 回目	1,459人
追 加	1,536人
計	5,844人

(ケ) 不活化ポリオ

6 歳未満		6 歳以上		合 計	
1 回目	0人	1 回目	0人	1 回目	0人
2 回目	0人	2 回目	0人	2 回目	0人
3 回目	0人	3 回目	0人	3 回目	0人
追 加	1人	追 加	0人	追 加	1人
計	1人	計	0人	合 計	1人

(コ) 四種混合

6 歳未満		6 歳以上		合 計	
1 回目	1,538人	1 回目	0人	1 回目	1,538人
2 回目	1,554人	2 回目	0人	2 回目	1,554人
3 回目	1,584人	3 回目	0人	3 回目	1,584人
追 加	1,517人	追 加	6人	追 加	1,523人
計	6,193人	計	6人	合 計	6,199人

(サ) 三種混合

6 歳未満		6 歳以上		合 計	
1 回目	0人	1 回目	0人	1 回目	0人
2 回目	0人	2 回目	0人	2 回目	0人
3 回目	0人	3 回目	0人	3 回目	0人
追 加	0人	追 加	0人	追 加	0人
計	0人	計	0人	合 計	0人

(シ) 日本脳炎（乾燥細胞培養）

	I 期			II 期
	1 回	2 回	追加	
6 歳未満	1,514人	1,447人	1,409人	2,234人
6 歳以上	29人	46人	411人	
合計	1,543人	1,493人	1,820人	2,234人

(ス) 二種混合

計	1,495人
---	--------

(セ) 子宮頸がん予防

1 回目	1,195人
2 回目	918人
3 回目	714人
計	2,827人

ウ こどもの定期接種 これまでの変遷（平成17年度～令和5年度）

年度	施行日	内容
17	H17. 5. 30	日本脳炎／積極的勧奨の差し控え開始
	H17. 7. 29	日本脳炎／第3期予防接種（14歳から16歳未満）が中止
18	H18. 4. 1	麻しん・風しん／MRワクチンとして第1期（満1歳）、第2期（就学前）への2回接種開始
20	H20. 4. 1	麻しん・風しん／5年間の時限措置として、第3期（中学1年）、第4期（高校3年相当）での定期接種を開始。（平成20年4月1日～平成25年3月31日）
	H21. 2. 23	日本脳炎／乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事法に基づき製造販売承認される
21	H21. 6. 1	麻しん・風しん／6月から12月の間、臨時接種としてMR1期を実施
	H21. 6. 2	日本脳炎／定期接種対象者に対して、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる接種開始
	H22. 3. 9	日本脳炎／国内で利用できるマウス脳由来ワクチンがなくなる
22	H22. 4. 1	日本脳炎／第1期（3歳の2回）について、積極的勧奨を再開 麻しん・風しん／臨時接種としてMR（1期～4期）を実施
	H22. 8. 27	日本脳炎／積極的勧奨の差し控えに第1期の3回が完了していない方は、残数を第1期又は第2期の年齢で定期接種として接種可能となる
	H23. 3. 1	子宮頸がん予防／平成23年3月に高校1年生相当の女子を対象に、任意予防接種開始
23	H23. 4. 1	ヒブ・小児用肺炎球菌／茅ヶ崎市で任意予防接種開始 子宮頸がん予防／平成23年度から中学1年生～高校1年生相当女子を対象に変更（特例として平成22年度（平成23年3月中）に1回または2回接種している高校2年生相当女子も対象） 日本脳炎／第1期（4歳の1回）について、積極的勧奨を再開
		麻しん・風しん／臨時接種としてMR1期、4期（高校2年生相当）を実施
		日本脳炎／特例措置として平成7年6月1日～平成19年4月1日生の者は、6か月以上20歳未満の間、接種不足分を定期接種として接種可能となる
	H23. 5. 20	麻しん・風しん／平成23年5月20日～平成24年3月31日までの間、高校2年生も4期の対象
24	H23. 9. 15	子宮頸がん予防／ガーダシルも対象となる
	H24. 4. 1	MR／臨時接種としてMR1期を実施 子宮頸がん予防／平成24年度対象者は中学1年生～高校1年生相当女子（特例として平成23年度に1回または2回接種している高校2年生相当女子も対象）
		不活化ポリオ／定期接種開始（1回目～3回目） ※生ポリオ中止、茅ヶ崎市は集団接種を平成24年春季は実施、秋季は未実施
	H24. 11. 1	不活化ポリオ／追加（4回目）接種の有効性及び安全性が確認されたため、定期接種に追加 四種混合／定期接種開始
	H25. 1. 30	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保
	H25. 3. 31	麻しん風しん／時限措置である第3期（中学1年生）、第4期（高校3年生相当）が終了
25	H25. 4. 1	子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌／定期予防接種開始。子宮頸がん予防の対象は「小学6年生から高校1年生相当の女子」 結核／定期予防接種対象者を「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大
		日本脳炎／特例対象者に平成7年4月2日～平成7年5月31日生の者が追加
	H25. 6. 14	子宮頸がん予防／厚労省の合同会議にて、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとする
26	H25. 11. 1	小児用肺炎球菌／沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13型肺炎球菌結合型ワクチンに変更
	H26. 10. 1	水痘／定期接種開始。経過措置として、36月から60月に至るまでの間にある者を対象に平成27年3月31日までの期限付きで実施
27	H26. 12. 4	三種混合／全製薬会社の市場販売終了。以降、製薬会社が保有するワクチンを厚労省が個別販売することとなる
	H27. 7. 21	不活化ポリオ（イモバックスポリオ）／4月末までの有効期限のものを6月5日に出荷。有効期限切れワクチンの誤接種防止について、厚労省通知あり。
	H27. 8. 3	子宮頸がん予防／神奈川県子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害支援制度が開始。県の相談窓口開設 →10月26日県要綱改正／10月31日までの受診分が対象。12月31日までの申請受付。
	H27. 9. 17	子宮頸がん予防／厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会を開催。予防接種法に基づく救済は9月18日に、PMDA法に基づくものは9月24日に、それぞれ審査に着手することとなった。
	H27. 9. 18	一般社団法人化学及血清療法研究所（化血研）が製剤販売するワクチン製剤について、承認書と製造実態の齟齬があったため、9月18日付で出荷の自粛を国が要請。 →11月2日付で、厚労省から安定供給のため協力依頼あり。
	H27. 10. 30	MR／第一三共（株）のMR・はしか生ワクチンについて、製剤力価が有効期限内に承認規格を下回る可能性があるものを自主回収。厚労省から安定供給のため協力依頼あり。
28	H28. 2. 5	不活化ポリオ／4回を超える不活化ポリオ接種後の有効性及び安全性が確認されたため、ポリオQ&Aが改訂。これに伴い、三種混合納品希望の取扱いは終了。
	H28. 6. 1	定期予防接種償還払い制度について、運用を開始。
28	H28. 10. 1	B型肝炎／定期接種開始。茅ヶ崎市特例措置として、平成28年4月～7月生まれの対象児は、平成29年7月まで公費負担での接種を可能とする。

年度	施行日	内容
29	H29. 4. 1	定期予防接種予診票冊子の個別送付について、運用を開始。
	H30. 1. 29	三種混合／市場販売の再開に伴い、法律上定期予防接種としての実施が可能となる。
30	H30. 4. 1	三種混合／平成30年度委託契約より、三種混合予防接種を医療機関へ委託開始。
R2	R2. 10. 1	ロタ／定期接種開始。対象は「令和2年8月1日以降生まれの0歳児」
R3	R3. 11. 26	子宮頸がん予防／積極的勧奨を再開
R4	R4. 4. 1	子宮頸がん予防／時限措置として平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ的女子は、令和6年度まで接種不足分を定期接種として接種可能となる。
R5	R5. 4. 1	子宮頸がん予防／シルガード9が定期接種の対象となる。
		三種混合、四種混合/定期接種対象者を「生後3月から生後60月に至るまでの間にある者」から「生後2月から生後60月に至るまでの間にある者」に拡大
	R6. 1. 16	MR／武田薬品工業(株)のMR・麻しんワクチンについて、製剤力価が有効期間内に承認規格を下回る可能性があるものを自主回収。厚労省から安定供給のため協力依頼あり。

(2) 大人の予防接種

ア 高齢者インフルエンザ予防接種事業

(ア) 事業の概要

目 的 高齢者がインフルエンザに罹患すると重症化しやすいため、感染の予防及び重症化の防止のため公費助成によりワクチン接種を実施する。

対 象 者 A 令和5年10月1日～12月31日の間：
接種日現在で①②のいずれかを満たす方
B 令和6年1月1日～1月31日の間：
令和5年12月31日現在で①②のいずれかを満たす方

① 65歳以上

② 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方
(身体障害者手帳1級相当)

接 種 料 2,000円(生活保護世帯は免除)

実 施 方 法 実施期間：令和5年10月1日～令和6年1月31日
医療機関にて個別接種。
※流行前に接種が必要であり、抗体がつくまでに接種後2週間程度かかる。
また、抗体が持続する期間は5か月程度(いずれも個人差あり)。

実施医療機関 茅ヶ崎市 104(医師会89、医師会会員外15)
寒川町 13
藤沢市 26(湘南ライフタウン地区24) その他 3

周 知 方 法 広報ちがさき(9月1日号)、タウンニュース(9月15日号)、
地域包括支援センターでのポスター掲示(10月1日～1月31日)、
広報板(9月26日～10月25日、12月28日～1月31日)、
ちがさきメール配信(12月27日)、医療機関掲載ポスター(10月1日～1月31日)、
イオンスタイルに「おとなの予防接種のお知らせ」を配架(10月1日～)、
転入者へ「おとなの予防接種のお知らせ」配布、市ホームページにて掲載。

健康被害への対応 予防接種法に基づく救済措置が適用される。

トピックス 季節性インフルエンザの感染者数が直近1か月で高い水準で推移していることを踏まえた国通知により、被接種者の接種機会の確保のため、接種対象者は変えずに例年の10月1日から12月31日までを1月31日までと実施期間を1か月延長した。

(イ) 接種者数・接種率

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
対象者(人)	66,073	65,603	65,269	64,733	64,109
接種者(人)	30,731	32,443	30,644	37,728	26,230
接種率	46.5%	49.5%	47.0%	58.3%	40.9%

※令和5年度接種者には、実施医療機関外での接種(他市依頼接種等)35人も接種者数に計上。

※対象者は住民基本台帳に基づく65歳以上(各年度10月1日現在)の人口(66,002人)に、60歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級相当の対象者数(71人)を足した人数。

(ウ) 令和5年度接種の状況

	65歳以上	60歳～65歳未満 の身体障害者 手帳1級相当	計
対象者(人)	66,002	71	66,073
接種者(人)	30,700	31	30,731
接種率	46.5%	43.7%	46.5%

イ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業（平成26年10月より）

(ア) 事業の概要

目 的 肺炎は日本人の死因の上位を占め、その多くが65歳以上であることから、肺炎の一因である肺炎球菌の感染予防のため公費助成によりワクチン接種を実施する。

ワクチンの種類 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン
※13価肺炎球菌結合型ワクチン（小児用として使用されている）も平成26年7月に成人への利用が認可されたが、厚生労働省は定期接種で使用するワクチンは上記のみとしている。

対 象 者 ① 令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者。

対象者	生年月日
65歳となる者	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
70歳となる者	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
75歳となる者	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
80歳となる者	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
85歳となる者	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
90歳となる者	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
95歳となる者	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
100歳となる者	大正12年4月2日～大正13年4月1日

② 接種日現在、60歳以上65歳未満であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級相当）

※過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある者は対象外

接 種 料 4,000円（生活保護世帯は免除）

実 施 方 法 実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
医療機関にて個別接種

実施医療機関 茅ヶ崎市 87（医師会77、医師会会員外10）
寒川町 12
藤沢市 22（湘南ライフタウン地区22）

周 知 方 法 広報ちがさき（4月1日号）、ハガキによる個別通知、
「おとなの予防接種のお知らせ」、医療機関掲載ポスター、
エレベーターホールデジタルサイネージ、市ホームページにて掲載。

健康被害への対応 予防接種法に基づく救済措置が適用される。

トピックス 令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者に、ハガキでの個別通知を令和5年6月16日に送付した。その後令和6年1月31日に、65歳の未接種者及び転入者に、ハガキでの個別通知を送付した。
また、令和6年3月末で、70歳から100歳までの5歳刻みの方を対象とする経過措置期間が終了した。

【対象年齢について】

国は、“平成26年度から30年度までを経過措置期間とし、年度末現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（平成26年度のみ101歳以上も対象とする）で対象年齢を設定し、5年をかけて一巡、経過措置期間終了後の平成31年度からは65歳のみを対象とする”としていたが、このことについて、平成31年3月20日付けで予防接種施行令の一部を改正する政令健発0320第1号）を施行し、令和元年度から更に5年間を引き続き経過措置期間と定め、65歳から5歳刻みの対象者が接種を受けられる期間を延長した。

茅ヶ崎市では、平成30年度までの経過措置期間については、65歳以上の全ての年齢を対象年齢としていたが、令和元年度以降の経過措置期間については法令に基づき、対象年齢を年度末現在65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（令和元年度のみ101歳以上も対象とする）として定期接種を実施することとした。

(イ) 接種者数・接種率

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
対象者（人）	11,406	11,721	11,154	10,628	10,380
接種者（人）	2,591	2,180	2,439	2,958	1,947
接種率	22.7%	18.6%	21.9%	27.8%	18.8%

※令和5年度対象者は、対象年齢であり令和5年5月末までに接種していない方（11,335人）に、60歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級相当の対象者数（71人）を足した人数。

※令和5年度接種者のうち、実施医療機関外での接種（他市依頼接種等）は0人。

※令和2年度は令和元年度接種分（令和2年度支払分）13件を含む。

(ウ) 令和5年度接種の状況

	60～ 64歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳	計
対象者（人）	71	2,731	1,771	2,474	1,968	1,234	778	305	74	11,406
接種者（人）	0	1,122	345	564	329	151	59	20	1	2,591
接種率	0.0%	41.1%	19.5%	22.8%	16.7%	12.2%	7.6%	6.6%	1.4%	22.7%

ウ 成人風しん予防接種事業

(ア) 事業の概要

目 的 妊娠初期に感染すると「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、これを未然に防止し、また、風しんの拡大を防止するため予防接種費用の助成をするもの。

ワクチンの種類 麻しん風しん混合（MR）ワクチン

対 象 者 ① 平成2年4月1日以前に生まれた方で、妊娠を予定又は希望している女性
② 現在妊娠をしている女性の夫（パートナーを含む）
③ 昭和54年4月2日～平成2年4月1日生まれの男性

※年齢は接種日現在

※これまでにこの制度を利用したことがある者は対象外

接 種 料 3,500円（生活保護世帯は免除）

実 施 方 法 実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
医療機関にて個別接種

実施医療機関 茅ヶ崎市 69
寒川町 10

周 知 方 法 母子健康手帳交付時の配布資料、エレベーターホールデジタルサイネージ、市ホームページにて掲載。

健康被害への対応 任意予防接種のため、医薬品副作用健康被害救済制度が適用される。

トピックス 平成31年2月1日付けの予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布により、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性が風しんの第5期の定期接種の対象者とされた。このことに伴い、神奈川県風しん予防接種事業費用補助金要綱の補助対象について「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性及び事務費を除く。」という文言が追加されたため、令和元年度より、茅ヶ崎市における本事業の対象者から当該生年月日の男性を除くこととした。

【実施の経過】

平成25年の年明け前後より、例年になく風しんの発生が見られた。予防接種の推奨等、国及び県・市町村が注意喚起をするも、流行が終息に向かうことはなかった。

これにより、神奈川県が平成25年4月16日に「風しん非常事態宣言」を行い、市町村が接種費用の助成を行った場合に1／3の補助を行うと決定した。これを受け、県下全市町村で急遽予防接種費用の助成を行うこととなり、本市においても「風しん緊急対策成人予防接種事業」として実施した。

当初、県の補助事業は平成25年度単年度事業とされていたが、平成25年12月末、県は「風しん非常事態宣言」に代え「風しん撲滅作戦」を展開することを発表した。市町村への補助事業は平成26年度も継続されることとなり、本市においても「成人風しん予防接種事業」として継続することとした。

なお、「風しん撲滅作戦」は、令和2年の2020年東京オリンピックを見据え、海外の方に安心して来てもらえる環境づくりとしての目的も合わせて持っていた。

(イ) 接種者数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
① 平成2年4月1日以前に生まれた方で、 妊娠を予定または希望している女性(人)	85	59	56	77	169
② 現在妊娠をしている女性の夫 (パートナーを含む)(人)	92	59	44	54	76
③ 昭和54年4月2日から 平成2年4月1日生まれの男性(人)	31	29	47	76	121
合 計	208	147	147	207	366

※令和2年度は令和元年度接種分(令和2年度支払分)1件を含む。

エ 風しんの第5期の定期接種事業

(ア) 事業の概要

目 的 風しんに係る公的接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い世代の男性に対し、追加的対策として公費助成によりワクチン接種を実施する。

ワクチンの種類 麻しん風しん混合（MR）ワクチン

対 象 者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者。

接 種 料 無料

実 施 方 法 実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
医療機関にて個別接種

実施医療機関 全国知事会と日本医師会（及び都道府県）が契約の代理人となった集合契約により、全国の実施機関での接種実施が可能となっている。

周 知 方 法 未受診・未接種者へクーポン券の個別送付（6月16日）、「おとなの予防接種のお知らせ」、市ホームページにて掲載。

健康被害への対応 予防接種法に基づく救済措置が適用される。

【実施の経過】

平成30年7月以降、特に関東地方において30代から50代の男性を中心に風しんの患者数が増加した。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率も女性の約90%に比べ、男性は約80%と低くなっている。

また、令和2年当時開催予定であった東京オリンピックにより訪日客の増加が見込まれており、感染症の感染が当該期間中に拡大することが懸念される状況であった。

このことから、国は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を風しんに係る定期接種（風しんの第5期の定期接種）の対象者とし、公的な予防接種を1回受ける機会を設けた。

なお、令和4年3月31日までの時限措置として定期接種を行うこととしていたが、令和4年2月16日付けで厚生労働省より通知があり、実施期限が令和7年3月31日まで延長されることとなった。

茅ヶ崎市においても国の定める法令に基づき、風しんの第5期の定期接種を実施する。

国の掲げる実施に当たっての目標は以下のとおり。

- ① 令和4年12月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%以上に引き上げる。
- ② 令和6年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%以上に引き上げる。

(イ) 接種者数（接種日ベース）

		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
①	風しんの追加的対策事業対象者数（※1）	21,380	22,841	33,218	33,218	33,219
②	抗体検査実施件数（※2）	654	924	1,471	1,931	5,565
③	受検率（②／①）	3.06%	4.05%	4.43%	5.81%	16.75%
④	②のうち陰性	168	240	407	488	1,498
⑤	予防接種実施件数（※3）	133	249	408	416	1,356
⑥	接種率（⑤／④）（※4）	91.4%				

（※1）令和4年度より①はクーポン券及びハガキ発送者数を記入。

（※2）抗体検査の実施に係る事務については、保健予防課が担当課となる。

（※3）令和元年度から令和5年度までの請求実績より算出。

（※4）令和元年度から令和5年度までの合計値（④・⑤）で算出。

オ 予防接種健康被害救済制度

(ア) 予防接種健康被害調査会

設置目的 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種その他市長が行った同法第2条第1項に規定する予防接種によるものと疑われる健康被害につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。
（茅ヶ崎市附属機関設置条例）

委員 4人以内（茅ヶ崎市附属機関設置条例）
調査会の委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度市長が委嘱する。（茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会規則）

※当会議は必要に応じ開催する。

令和5年度は令和5年11月27日、令和6年2月13日、令和6年3月27日の3回開催した。

(イ) 予防接種健康被害救済制度認定状況

年度	国への進達 件数	認定件数			否認件数
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
令和5年度	4	0	0	0	0
令和4年度	4	0	0	4	0
令和3年度	6	0	0	4	1

【予防接種健康被害救済給付制度について】

予防接種法に基づく予防接種を受けたことにより健康被害を受けた者に対する救済についても予防接種法に定められている。

障害年金や医療手当の額は、予防接種法施行令に定められている。

なお、法に基づかない、任意で受けた予防接種により健康被害を負った場合には、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」による救済を受けることとなる。成人の風しん予防接種は任意接種となるため、健康被害が発生した場合はこちらの制度の適用となる。

【予防接種法の変遷について】

1948年（昭和23年） 制度開始当時は公衆疫学の観点から実施された。
安全性より有効性が重視された。
接種を受けない者には罰則もあった。

1976年（昭和51年） 罰則が外され、健康被害救済制度が創設される。

1994年（平成6年） 義務規定から努力義務規定になる。

2001年（平成13年） 「一類疾病」「二類疾病」の分類がされ、「一類疾病」は社会的な防疫のため、「二類疾病」は個人の予防のためのものとされた。

2013年（平成25年） 一類疾病、二類疾病をそれぞれ「A類疾病」「B類疾病」に変更する。

(3) 新型コロナワクチン接種

ア 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要

目的 新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働省の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。接種に係る費用については、国が負担する。また、同法第6条3項の予防接種とみなして同法の各規程が適用されることとなる。

実施期間 令和3年2月17日～令和6年3月31日

接種料 無料（全額公費）

実施方法 特例臨時接種の実施期間が令和5年度も延長されたことにより、国の方針に基づき、令和5年春開始接種及び令和5年秋開始接種を主として事業を実施するとともに、初回接種も年間を通じて実施した。

令和5年春開始接種は、初回接種を終了した65歳以上、5歳以上の基礎疾患を有する方及び医療従事者等を対象として、令和5年5月8日から接種を開始。対象者のうち、これまでに送付した接種券が未使用である方を除いて接種券を送付した。当該接種券は、春開始接種時の使用に加え、9月からの秋開始接種時に接種希望者が接種期間開始からすぐに予約及び接種ができるように配慮すると共に、印刷業務委託料及び接種券送付の通信運搬費の削減を意識し、春開始接種と秋開始接種の2回分がセットになった接種券とした。

令和5年秋開始接種は、初回接種を終了した6か月以上の方を対象として、令和5年9月20日から接種を開始。対象者のうち、春開始接種で接種券を送付した方及びこれまでに送付した接種券が未使用である方を除いて接種券を送付した。また、秋開始接種からは令和4年度から追加接種で使用してきたオミクロン Ba.1 または Ba.4-5 対応2価ワクチンに変わり、新たにオミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチンでの接種が始まった。

令和5年度の集団接種については、個別医療機関を中心とする体制で実施し、これまでの集団接種会場を活用した体制を縮小し、市保健所を会場として、春開始接種期間中は7月29日、30日の2日間のみ、秋開始接種期間中は11月3日、4日、5日の3日間のみ実施した。

接種事業の周知については、市ホームページ、タウンニュース、広報ちがさき、デジタルサイネージ、広報板、LINE等多くの媒体を使って、春開始接種及び秋開始接種について、集団接種開催について、臨時接種の終了及び接種可能時期について等、接種希望者が接種をできるように広く周知を行った。



イ 新型コロナワクチン接種 これまでの変遷（～令和5年度）

年度	年月	国の動き	市の動き
R2	R3.2	ファイザー社のワクチンが令和3年2月14日に薬事承認され、同月17日から接種が開始	
		医療従事者等（約480万人）の先行・優先接種は令和3年2月17日から開始	
R3	R3.4	高齢者（約3,600万人）の優先接種は同4月12日から開始	65歳以上へ初回接種券発送
	R3.5	モデルナ社ならびにアストラゼネカ社のワクチンが令和3年5月21日に薬事承認	
		同月24日からモデルナ社のワクチンの接種が開始	
	R3.6		集団接種開始（市民文化会館、南湖公民館、松林公民館、松浪コミュニティセンター、市コミュニティホール、㈱アルバック）
			60歳～64歳へ初回接種券発送
	R3.7	同7月末時点で8割程度の高齢者が2回接種していると見込まれ、希望する高齢者への2回接種という目標を概ね達成	40歳～59歳へ初回接種券発送
			12歳～39歳へ初回接種券発送
	R3.8	アストラゼネカ社のワクチンについて、原則40歳以上の方（ただし、他の新型コロナワクチンに含まれる成分に対してアレルギーがあり接種できない等、特に必要がある場合は18歳以上の方）を対象に、同年8月3日より予防接種法に基づく接種の対象となる	
		同8月下旬には2回の接種を終えた方の割合が全ての国民の4割を超えるよう取り組み、同8月23日公表時点で達成	
	R3.11	希望する全ての対象者への接種について、同11月末で全人口比で76.9%の方が2回接種を完了	18歳以上へ追加（3回目）接種券を初回接種完了日順に発送
R4	R3.12	同12月1日から、2回目までの初回接種を完了したすべての方（まずは18歳以上）に対して3回目接種の機会を提供	
	R4.2	追加接種間隔の前倒し（8か月→6か月）	5～11歳（小児）へ初回接種券発送
	R4.3	令和4年3月から（自治体の準備状況によっては同2月末から）、小児（5～11歳）に対して接種の機会を提供	
		同年3月25日から、12～17歳以下の方に対しても3回目接種の機会を提供	
	R4.4	令和4年4月19日には武田社のワクチン（ノババックス）が薬事承認され、同年5月25日から予防接種法に基づく接種の対象となる	12歳～17歳の初回接種完了者へ追加（3回目）接種券発送
	R4.5	追加接種間隔の前倒し（6か月→5か月）	60歳以上へ追加（4回目）接種券を3回目接種完了日順に発送
		同年5月25日から、60歳以上の方及び18歳以上で、基礎疾患がある方や重症化リスクが高いと医師が認める方に対する4回目接種の機会を提供	18歳～59歳で基礎疾患を有する方のうち、初回接種時に基礎疾患を理由に優先予約申請をした方へ追加（4回目）接種券を3回目接種完了日順に発送
	R4.7	同年7月22日から、18歳以上の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種の機会を提供	
	R4.9	同年9月6日から、小児（5～11歳）に対しても3回目接種の機会を提供	5～11歳（小児）の初回接種完了者へ追加（3回目）接種券を発送
		同年9月20日から、2回目までの初回接種を完了した12歳以上のすべての方に対するオミクロン株対応ワクチン接種の機会を提供。まずは4回目接種対象者でまだ接種を受けていない方から開始	12歳以上の初回接種完了者へ前回接種から5か月経過した順に追加（5回目）接種券を発送 ※オミクロン株対応ワクチン接種券
R5	R4.10	追加接種間隔の前倒し（5か月→3か月）	
	R4.11	同年10月24日から、乳幼児（6か月～4歳）に対して接種の機会を提供	6か月～4歳（乳幼児）へ初回接種券を発送
R5	R5.3	令和5年3月8日から、2回目までの初回接種を完了した小児（5～11歳）に対してもオミクロン株対応ワクチン接種の機会を提供	5～11歳（小児）の追加（3回目）接種完了者へ追加（4回目）接種券を発送
		小児追加接種間隔の前倒し（5か月→3か月）	市コミュニティホールでの集団接種終了

年度	年月	国の動き	市の動き
R5	R5. 5	同年 5 月 8 日から、2 回目までの初回接種を終了した高齢者（65歳以上）、基礎疾患を有する方（5～64歳）、医療従事者・介護従事者等に対する令和 5 年春開始接種の機会を提供	65歳以上または 4 回目追加接種時に基礎疾患または医療従事者として接種券申請をした方でオミクロン株対応ワクチン接種終了者へ令和5年春開始接種と秋開始接種の接種券を発送
	R5. 7		市保健所で令和 5 年春開始接種集団接種開催
	R5. 9	同年 9 月 2 0 日から、初回接種を終了した全ての方を対象に令和 5 年秋開始接種の機会を提供	初回接種終了者へ令和5年秋開始接種券を発送（春開始接種券送付者及び追加接種券送付後未接種者は除く）
	R5. 11	同年 1 1 月 2 8 日に第一三共社のワクチン（ダイチロナ）が薬事承認され、12歳以上の追加接種でのみ接種が可能となる	市保健所で令和 5 年秋開始接種集団接種開催
	R6. 3	令和 6 年 3 月 3 1 日をもって、特例臨時接種期間終了	



ウ 新型コロナワクチン これまでの接種状況
(ア) ～令和 5 年度（全体）

接種回数

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	200,467	199,492	165,315	113,535	73,164	47,437	30,926	830,336
<内訳>								
乳幼児（6か月～4歳）	192	187	141	56	0	0	0	576
小児（5～11歳）	1,624	1,575	768	274	112	1	0	4,354
12歳～17歳	7,641	7,551	4,333	1,614	383	1	0	21,523
18歳～64歳	110,907	110,525	89,171	50,330	21,354	7,190	2,863	392,340
高齢者（65歳以上）	60,916	60,836	59,386	55,799	48,885	39,280	27,747	352,849
住基抹消者（転出、死亡等）	19,187	18,818	11,516	5,462	2,430	965	316	58,694

接種率（接種回数）

	接種率							人口 R6. 4. 1現在
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	
全人口（6か月未満除く）	81.23%	80.84%	66.99%	46.01%	29.65%	19.22%	12.53%	246,787
乳幼児（6か月～4歳）	2.44%	2.37%	1.79%	0.71%	－	－	－	7,877
小児（5～11歳）	10.78%	10.46%	5.10%	1.82%	0.74%	0.01%	－	15,061
12歳～17歳	55.00%	54.36%	31.19%	11.62%	2.76%	0.01%	－	13,892
18歳～64歳	77.14%	76.87%	62.02%	35.01%	14.85%	5.00%	1.99%	143,777
高齢者（65歳以上）	92.05%	91.93%	89.73%	84.31%	73.87%	59.35%	41.93%	66,180

接種人数

	1回目のみ接種	2回目まで接種	3回目まで接種	4回目まで接種	5回目まで接種	6回目まで接種	7回目まで接種	計
接種人数	1,262	35,196	53,052	40,868	26,005	16,623	30,924	203,930
<内訳>								
乳幼児（6か月-4歳）	7	48	91	56	0	0	0	202
小児（5-11歳）	52	818	500	162	111	1	0	1,644
12歳～17歳	96	3,245	2,727	1,232	382	1	0	7,683
18歳～64歳	557	22,204	39,702	29,301	14,263	4,350	2,863	113,240
高齢者（65歳以上）	111	1,515	3,805	7,062	9,766	11,628	27,747	61,634
住基抹消者（転出、死亡等）	439	7,366	6,227	3,055	1,483	643	314	19,527

接種率（接種人数）

	接種率							人口 R6.4.1現在
	1回目のみ接種	2回目まで接種	3回目まで接種	4回目まで接種	5回目まで接種	6回目まで接種	7回目まで接種	
全人口（6か月未満除く）	0.51%	14.26%	21.50%	16.56%	10.54%	6.74%	12.53%	246,787
乳幼児（6か月-4歳）	0.09%	0.61%	1.16%	0.71%	-	-	-	7,877
小児（5-11歳）	0.35%	5.43%	3.32%	1.08%	0.74%	0.01%	-	15,061
12歳～17歳	0.69%	23.36%	19.63%	8.87%	2.75%	0.01%	-	13,892
18歳～64歳	0.39%	15.44%	27.61%	20.38%	9.92%	3.03%	1.99%	143,777
高齢者（65歳以上）	0.17%	2.29%	5.75%	10.67%	14.76%	17.57%	41.93%	66,180

集団接種

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	64,431	64,255	54,452	37,806	21,933	876	538	244,291
<内訳>								
茅ヶ崎市コミュニティホール	31,568	32,554	54,005	37,788	21,441	0	0	177,356
茅ヶ崎文化会館	30,709	29,811	0	0	0	0	0	60,520
松林公民館	158	97	0	0	0	0	0	255
南湖公民館	645	526	0	0	0	0	0	1,171
松浪コミュニティセンター	533	449	0	0	0	0	0	982
(株)アルバック	818	818	442	0	0	0	0	2,078
茅ヶ崎市保健所	0	0	5	18	492	876	538	1,929

個別接種（市集団接種以外）

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	136,036	135,237	110,863	75,729	51,231	46,561	30,388	586,045

※市外における大規模接種会場を含みます

(イ) 令和5年度

接種回数

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	113	127	468	1,677	15,276	47,427	30,924	96,012
<内訳>								
乳幼児（6か月-4歳）	33	32	62	56	0	0	0	183
小児（5-11歳）	20	18	79	273	112	1	0	503
12歳～17歳	9	11	48	214	382	1	0	665
18歳～64歳	23	30	186	779	11,346	7,190	2,863	22,417
高齢者（65歳以上）	22	25	65	287	3,116	39,280	27,747	70,542
住基抹消者（転出、死亡等）	6	11	28	68	320	955	314	1,702

春開始接種期間中：43,356回、秋開始接種期間中：52,239回

接種率（接種回数）

	接種率							人口 R6.4.1現在
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	
全人口（6か月未満除く）	0.05%	0.05%	0.19%	0.68%	6.19%	19.22%	12.53%	246,787
乳幼児（6か月-4歳）	0.42%	0.41%	0.79%	0.71%	-	-	-	7,877
小児（5-11歳）	0.13%	0.12%	0.52%	1.81%	0.74%	0.01%	-	15,061
12歳～17歳	0.06%	0.08%	0.35%	1.54%	2.75%	0.01%	-	13,892
18歳～64歳	0.02%	0.02%	0.13%	0.54%	7.89%	5.00%	1.99%	143,777
高齢者（65歳以上）	0.03%	0.04%	0.10%	0.43%	4.71%	59.35%	41.93%	66,180

集団接種

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	0	0	5	18	492	876	538	1,929
<内訳>								
茅ヶ崎市保健所	0	0	5	18	492	876	538	1,929

春開始接種期間中：744回、秋開始接種期間中：1,185回

個別接種（市集団接種以外）

	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種	6回目接種	7回目接種	計
接種回数	113	127	463	1,659	14,784	46,551	30,386	94,083

※市外における大規模接種会場を含みます



1 2 受動喫煙対策促進事業

(1) 標識作成・配布事業

令和2年4月1日（一部施設は令和元年7月1日より）から全面施行された健康増進法により、喫煙専用室等の喫煙をすることができる場所を設けた場合には、施設の管理権原者等は必要な事項を記載した標識を掲示することが義務付けられました。

円滑な法施行を目的に、多くの人が利用する施設類型である飲食店の中でも、喫煙可能室を設置することができる飲食店については、当市管内全飲食店のうち7割強の施設が該当するため、より多くの施設に法令を遵守してもらうこと、施設利用者が望まない受動喫煙を避けることのできる環境の整備を目的に、標識の配布を行いました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
喫煙可能室標識表示シール	2枚	0枚	0枚
喫煙可能室設置施設標識表示シール	0枚	0枚	0枚
喫煙可能室兼喫煙可能室設置施設標識表示シール	0枚	1枚	1枚

令和6年3月31日時点

(2) 周知啓発事業

ア 事業者・市民への普及啓発

(ア) 啓発物品配布事業（ポケットティッシュ）

健康増進法が円滑に施行されること、事業者及び市民に広く周知をはかることを目的に、啓発用ポケットティッシュを令和元年度に3,000個作成しました。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベントキャンペーン	回数	0回	2回	0回
	配布数	0個	500個	0個

令和6年3月31日時点

イ 事業者等への改正健康増進法の周知・徹底

(ア) 通報への対応

個人や施設管理者の義務違反に対し、現地での確認・指導等により対応しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数	0件	5件	1件

令和6年3月31日時点

(イ) 事業者向け相談指導の実施

受動喫煙防止対策の技術的な内容に関する個別の相談指導を随時実施しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応件数	5件	4件	2件

令和6年3月31日時点